

勝浦市立上野保育所重要事項説明書

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	勝浦市
事業者の所在地	勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1
事業者の連絡先	0 4 7 0 - 7 3 - 1 2 1 1
代表者氏名	勝浦市長 照川 由美子

（２）施設の概要

種別	保育所
名称	勝浦市立上野保育所
所在地	勝浦市植野元宮田 5 5 番地 2
連絡先	電話番号 0 4 7 0 - 7 6 - 0 2 1 3
管理者	所長
開設年月日	昭和 3 2 年 5 月 7 日
利用定員	9 0 名
当園の基本理念・方針	教育保育内容については、児童福祉法の定めによるものとし、保育指針に基づいて保育を行います。 「心身ともに健やかで生き生きとした、たくましい子の育成」 「丈夫な体で明るく元気な子」 「感情豊かで思いやりのある子」 「意欲を持ち、考え、工夫する子」

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	3 1 9 6 . 5 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	7 6 9 m ²

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	4 室	
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
休憩室	1 室	

（５）職員体制（令和６年４月１日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1 人	1 人	0 人	
保育士	10 人	7 人	3 人	
保育補助員	2 人	0 人	2 人	
調理員	2 人	2 人	0 人	

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（土曜日は勝浦こども園）	
保育時間	保育標準時間	午前７時３０分～午後６時３０分（１１時間）
	保育短時間	午前８時～午後４時（８時間）
延長保育	保育標準時間	朝：７時～７時３０分 夕：６時３０分～７時
	保育短時間	朝：７時３０分～８時 夕：４時～７時
開所時間	月～金曜日	午前７時３０分～午後６時３０分
	土曜日	午前７時３０分～午後６時３０分（勝浦こども園）
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
実費徴収	副食費（３歳児以上）	月額４，５００円
	日本スポーツ振興センター災害 共済給付掛金	年額２４０円

その他実費徴収等がある場合は別途お知らせします。

（８）提供する特定教育・保育の内容

保育所保育指針を踏まえ、特定教育・保育及び時間外保育の提供並びに児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

（９）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による。
終了理由	２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき。 保護者から退所の申出があったとき。 利用
退園理由	・ １号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（１０）緊急時における対応方法

児童に症状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先の届け出に基づき保護者へ連絡をします。

【管轄する消防署】

消防署名	勝浦消防署
所在地	勝浦市沢倉７８番地３２
電話番号	０４７０－８０－０１３４

【管轄する警察署】

警察署名	勝浦警察署
所在地	勝浦市沢倉 5 1 5 番地 6
電話番号	0 4 7 0 - 7 3 - 0 1 1 0

（ 1 5 ） 非常災害対策

防火管理者※	所長
消防計画届出年月日※	令和 6 年 月 日
避難訓練	毎月 1 回実施
防災設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器
避難場所	勝浦市立上野小学校

（ 1 6 ） 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	所長
相談・苦情解決責任者	福祉課長

（ 1 7 ） 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付契約
保険金額	障害見舞金 最大 4 , 0 0 0 万円 死亡見舞金 最大 3 , 0 0 0 万円

（ 1 8 ） 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
--